



三昭運輸分会の団体・個人署名に全力を

三昭運輸分会のたたかいは、この間に重要な成果を上げています。3月末に東京都社会保険労務士会が(株)三昭運輸に介入する社労士の行為に厳重注意を行い、4月19日には日本共産党の高橋千鶴子衆議院議員が、企業(三昭運輸)の「年5日の年休の計画的付与」悪用問題を国会で質問し労働基準局長から重要な回答を引き出しました(推進ニュースNo.②⑨で詳報)。こうした成果を県労委の勝利命令に結び付けるために早期救済命令を求める要請署名(別紙)の集約目標(団体署名1000、個人署名10000筆)を早期達成することが求められており、各分会の奮起を呼びかけます。

4月1日以降、以下の組織から三昭運輸分会の署名(団体12、個人278筆)が寄せられました。ご協力いただきました各組織のみなさまには心からお礼を申し上げます。

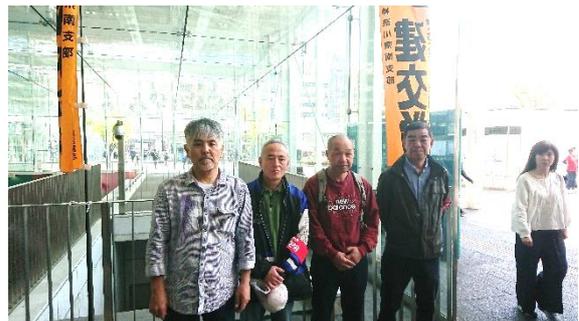
神奈川県南支部(団体3)、同横浜南支部(団体1)、横浜建設みなと支部(団体3)、同金沢支部(団体1)、神奈川県立病院精神医療センター分会(団体1)、神奈川機関紙印刷所労組(団体1)、首都圏交運共闘の関係では、自交総連神奈川・三和支部(団体1と個人185筆)、自交通総連東京地連(団体1と個人署名40筆)、国交労組羽田航空支部と同羽田分会(団体2と個人37筆)、建交労京王新労組(個人53筆)

署名種類	組織名	内外液輸	福岡運輸	田中製菓	イワサワ	中日臨海	高橋運輸	扶桑運輸	三昭運輸	ギオン	東進産業	日酸運輸	三浦観光バス	合同分会	県南支部	地方地域他組織	合計	集計日
三昭運輸分会 団体署名		2	1	1	1	1	1	1	14	1	1			2	1	136	163	4月1日
		2	1	1	1	1	1	1	14	1	1			2	1	148	175	4月20日
三昭運輸分会 個人署名		40	2	5	15	14	7	20	55	10	7			12		1872	2059	4月1日
		40	2	5	15	14	7	20	55	10	7			12		2150	2337	4月20日

JR川崎駅前の宣伝・署名行動を5名で実施

神奈川県南支部は、4月20日午前11時から定例の宣伝・署名行動をJR川崎駅前(アゼリア入り口)で実施しました。

この日の行動は佐藤委員長、大島書記長、金崎書記次長、小島執行委員、赤羽組合員の5名のみという寂しい参加人数でしたが、宣伝物の受け取りはいつも増して好調で約350個のティッシュ付きビラは瞬く間に瞬



く間になくなりました。次回5月25日(土)には各分会の参加を強く呼びかけます。

平成29年(不)第34号三昭運輸事件の 早期救済命令を求める要請書

貴会の日頃のご活躍に衷心より敬意を表します。

標記の事件は、(株)三昭運輸（以下、会社という）が2013年に社会保険労務士を団体交渉委員に加えて以降、社会保険労務士が主導する団体交渉が常態化し、分会の要求をことごとく否定するのみならず、やがては団体交渉そのものを「留保する」（事実上の団交拒否）に至ったことに端を発するものです。この会社の姿勢に対し建交労神奈川県本部及び神奈川県南支部は、三昭運輸分会の意向も尊重し、会社の不誠実な対応を改めるよう粘り強い説得を続けました。

2017年3月には団体交渉ルールの確立を求めて貴会での斡旋も試みましたが、会社は貴会による労使関係の正常化に向けた丁寧な説得や和解案をすべて拒否し「例え不当労働行為で訴えられても和解を受け入れることはできない」との態度に終始したため、貴会での斡旋は同年4月20日不調に終わりました。その際に貴会は、会社に対し「斡旋の不調や組合側が会社側を不当労働行為で訴えた場合でも、それ等を理由に団体交渉を拒否することはできません。それは不当労働行為にあたります。」と、厳重注意を申渡しています。

しかし、その後も会社は団体交渉の議題などを制限あるいは拒否するなどして団体交渉の開催を困難にしたり、ようやく開催した団体交渉では社会保険労務士や行政書士による非弁行為を含めて不誠実な対応を改めていません。

貴会に於いては、こうした会社の不誠実な態度を改めさせ一日も早く正常な労使関係を確立するため、救済申立の請求内容である、①団体交渉の誠実な履行、②組合事務所の継続使用」をはじめ、③未払一時金の早期支給、④謝罪文の掲示などを含めて全面的な救済命令を早期に行って頂くよう強く要請致します。

年 月 日

住 所

団体名

Ⓔ

代表者

Ⓔ

取り扱い団体

全日本建設交運一般労働組合（建交労） 神奈川県南支部

〒169-0073 川崎市川崎区砂子2-8-1 シャンボール川崎砂子706号

※この署名は、この目的以外では使用いたしません。

神奈川県労働委員会 御中

平成29年(不)第34号三昭運輸事件の 早期救済命令を求める要請書

貴会の日頃のご活躍に衷心より敬意を表します。

標記の事件は、(株)三昭運輸（以下、会社という）が2013年に社会保険労務士を団体交渉委員に加えて以降、社会保険労務士が主導する団体交渉が常態化し、分会の要求をことごとく否定するのみならず、やがては団体交渉そのものを「留保する」（事実上の団交拒否）に至ったことに端を発するものです。この会社の姿勢に対し建交労神奈川本部及び神奈川県南支部は、三昭運輸分会の意向も尊重し、会社の不誠実な対応を改めるよう粘り強い説得を続けました。

2017年3月には団体交渉ルールの確立を求めて貴会での斡旋も試みましたが、会社は貴会による労使関係の正常化に向けた丁寧な説得や和解案をすべて拒否し「例え不当労働行為で訴えられても和解を受け入れることはできない」との態度に終始したため、貴会での斡旋は同年4月20日不調に終わりました。その際に貴会は、会社に対し「斡旋の不調や組合側が会社側を不当労働行為で訴えた場合でも、それ等を理由に団体交渉を拒否することはできません。それは不当労働行為にあたります。」と、嚴重注意を申渡しています。

しかし、その後も会社は団体交渉の議題などを制限あるいは拒否するなどして団体交渉の開催を困難にしたり、ようやく開催した団体交渉では社会保険労務士や行政書士による非弁行為を含めて不誠実な対応を改めていません。

貴会に於いては、こうした会社の不誠実な態度を改めさせ一日も早く正常な労使関係を確立するため、救済申立の請求内容である、①団体交渉の誠実な履行、②組合事務所の継続使用をはじめ、③未払一時金の早期支給、④謝罪文の掲示などを含めて全面的な救済命令を早期に行って頂くよう強く要請致します。

年 月 日

名 前	住 所	サイン

取り扱い団体

全日本建設交運一般労働組合（建交労） 神奈川県南支部

〒169-0073 川崎市川崎区砂子2-8-1 シャンボール川崎砂子706号

※この署名は、この目的以外では使用いたしません。